

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017年度一般入学試験（前期募集・8月20日分）－

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

第1問では、受刑者の選挙権制限について、在外国民選挙権訴訟（最大判平 17・9・14）を参考に検討することが求められている。同判決は、選挙権行使の制限について「やむを得ない事由」を要求している。したがって、本問でも、禁固刑以上の受刑者の選挙権行使を一律に制限することに「やむを得ない事情」があるかを検討することが必要となる。

これまで受刑者の選挙権制限については、国側は、①受刑者は著しく遵法精神に欠け公正な選挙権行使を期待できないこと、②刑事施設収容中であることに伴う事務的支障、③情報取得の困難、等をその根拠として挙げてきた。これらは合憲論の軸とすることができだろう。これに対し、違憲主張する場合には、遵法精神という点では故意犯と過失犯を一律に扱うことはできないこと、選挙犯罪によらない受刑者についてまで選挙権制限することに合理性がないこと、受刑者に憲法改正国民投票が許されているのであれば刑事施設の事務的支障は問題とならないこと、現行の刑事施設法の下では情報取得も困難ではないこと、等を主張することが考えられる。

第2問では、統治分野の基礎的事項に関する知識を確認した。政党の憲法上の位置づけや役割については、判例は八幡製鉄事件や共産党袴田事件等で繰り返し言及しているので、本問ではそれらに即して解答することが求められる。

2. 採点実感

在外国民選挙権訴訟は、選挙権制限の合憲性を考える上で重要な判例であるのに、判例に即した検討を行った者は極めて少なかった。また、刑事施設法や憲法改正手続法の存在は、違憲主張を行う際に有利に働くと考えられるところ、問題文を使いこなせていない受験生が少なくなかった。

3. 学習方法

判例に従っても違憲主張できるような場合には、なるべく判例の規範に基づきながら違憲論を組み立てるようにし、判例の規範に基づいたのでは説得的に違憲主張することが難しい場合に限り、学説に基づきつつ合憲性判断基準を定立するというのが、おそらく実務の現実である。その意味でも、判例学習の積み重ねは極めて重要である。判例学習に際しては、事実関係にも十分気を配っていただきたい。